

新居浜工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

昭和 43 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 106 及び第 123 条の規定に基づく新居浜工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

(候補者)

第 2 条 名誉教授候補者は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）を教授又は校長として離職するとき、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本校教授としての在職年数が 14 年以上で、教育上又は学術上の功績が顕著であった者

(2) 前号の在職年数には達しないが、本校教授として、本校の発展又は教育上若しくは学術上の功績が特に顕著であった者

(3) 本校校長として功績があった者

(勤務年数の換算)

第 3 条 本校教授として 7 年以上勤務した者に限り、次の各号による換算年数を前条第 1 号の在職年数として加えることができる。（国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流（教授に限る。）として勤務した期間を含む）

(1) 本校の准教授としての勤務年数は、その 3 分の 2、専任講師としての勤務年数は、その 2 分の 1

(2) 本校以外の大学等の教授又は国・地方公共団体等の研究機関の教授若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その 3 分の 2、准教授若しくはこれに相当する者としての勤務年数は、その 2 分の 1

(3) 相当程度の規模を有する企業の研究所又は研究を担当する部局の管理職に相当する者としての勤務年数は、その 2 分の 1

(4) 前号の規程に関わらず、国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流として勤務した期間は、教授に関しては全年数、准教授・講師に関しては前 1 号のとおりとする。

(選考の手続)

第 4 条

第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する者があるときは、当該学科主任が、その者の功績調書を作成し、校長に推薦するものとする。

2 校長は、前項による推薦があったとき、及び第 2 条第 3 号に該当する者があるときは、人事委員会に諮り、その意見を参考として適否を決定する。

(称号の授与等)

第 5 条 名誉教授の称号は、前条の決定に基づき校長が授与する。

2 名誉教授の称号記の様式は、別記のとおりとする。

(称号の取消)

第6条 名誉教授の称号を授与された者に、名誉教授にふさわしくない行為があった場合は、校長は運営会議の議を経て、称号を取り消し、称号記を返納させるものとする。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年5月10日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月10日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年11月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月14日から施行する。

第 号

氏名

生年月日

あなたは本校に多年勤務され教育上學術
上特に功績がありましたので学校教育法
の定めるところにより新居浜工業高等専
門学校名誉教授の称号を授与します

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校